

鳥取県告示第 155 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

琴浦町（変更前 東伯町）

2 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画下水道事業 東伯公共下水道（変更前 東伯町都市計画下水道事業 東伯公共下水道）

3 事業施行期間

平成 9 年 3 月 21 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（変更前 平成 9 年 3 月 21 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

削除する部分

東伯町大字逢東字浜田河原、字浜田及び字東大深田の一部

追加する部分

琴浦町大字逢東字浜田河原、字浜田及び字東大深田の一部

(2) 使用の部分

削除する部分

東伯町大字逢東字鈴ヶ野、谷端、下谷端、上谷端、下田越橋、田越橋、西ノ野、開キ、下深溝、深溝、上深溝、西屋敷、中屋敷、元屋敷、新屋敷、上屋敷、双子塚、家ノ上、石蔵、風呂屋谷、長畑、野際、下小松畑、道丸欠、下道丸欠、西道丸欠、東道丸欠、下大松山、荒神畑、上大松山、小松畑、下野中、荒掘、出口、竹光及び御供田の全域並びに字上風呂屋谷、比丘尼寺、梶田、下ノ垣、野中、溝尻、鶴喰、西大深田、浜田、東大深田及び浜田河原の一部の区域、大字徳万字タカラ、西海端、下上松、海端、西毛色、毛色、西垣下通、上松ノ内中通下、上松、添水谷、下新畑、川端、西垣西通、西垣、下出口、西為信、東為信、下内畑屋敷、内畑、上新畑、角田、為信、下馬込、字西馬込、東馬込、中馬込、仁田下、古城、内畑屋敷、中内畑、中上松、仁田西通り、中仁田、上馬込、上内畑、東上松、三石田、仁田、上道端、盲女垣、龍庵、大久保田、唐屋地、五反田、田越橋下、鳥見、才ノ木、下込堂、中込堂、東込堂、橋馬込、南馬込、王神東、王神上、下惣連、西惣連、惣連及び上込堂の全域、大字丸尾字東浜田、池田、下宝、代官田、吹揚、宝、井手領、蔭ノ下、女給、坂ノ下、出口及び上ノ垣の全部、字西浜田、勘定場、寺田、四十八、上河原、下河原、河原坂ノ下、西川端、松神及び五郎丸の一部の区域、大字保字北田、屋敷及び松神の全域並びに字北河原、沢際、川上、土手ノ前、清水、北市場、家ノ上、字婦塚、桜ヶ坪及び中通の一部の区域、大字下伊勢字西荒神高下、田越橋、谷田、北田、松山、辻リ田、長三屋敷、堤ノ内、荒神下モ、犬加実、屋敷田、上屋敷、上出口、鳴子田、井手領及び往還端の全域並びに字荒神高下、於曾婆、土手下、内海中、下通屋敷、東出口、堂免、西多那喜、前田、八幡土井、押尾田、門畑及び五反田の一部の区域、大字上伊勢字西宮内、東宮内及び松之木の全域並びに字花田、助右衛門田、下ノ屋敷、西ノ木戸、上官屋敷、土居下、西屋敷、東屋敷、堂之前及び神子田の一部の区域、大字浦安字市場、馬場ノ内、上馬場、西屋敷、北畠、惣連、畠田、殿見土居、下中坪、東側、元中坪、東股、水上、屋敷、屋敷田、小門口、字向田及び天神ノ上の全域並びに字清水元、下宮下、上宮下、鹿間土井、六反田、北市場、下ノ平ル、上ノ平ル、塚根、中江田、城山、正免、飛井橋、上中坪、下清繁、東清繁、西之木戸、山道ノ下及び山道ノ上の一部の区域、大字八橋字西町北側、西町南側、仲町北側、仲町南側、新町北側、東町北側、東町南側、茅町、下寺ノ上、赤坂、新屋敷、川向、浜手、東頭ナシ及び大灘の全域並びに字宮ノ下町、

諏訪宮、宮ノ前、馬場、風呂屋、御城山、御城ノ東、大日寺峯、上寺ノ上、後口谷、五輪山、笠見平、大上戸、井手領、大田、頭ナシ、崩し、東崩し、東大灘及び河原端の一部の区域並びに大字田越字東屋敷の一部の区域、大字三保字下白山、下井尻及び東井尻の一部の区域、
追加する部分

琴浦町大字別所字鐘洗の全域並びに字太幸免海道ノ下、女夫岩峯、女夫岩峰、女夫岩海道端、鐘洗南平及び三谷尻の一部の区域、大字八橋字西町北側、西町南側、仲町北側、仲町南側、新町北側、東町北側、東町南側、茅町、下寺ノ上、赤坂、新屋敷、川向、浜手、井手領、大日寺峯、東頭ナシ、大灘、御城ノ東、上寺ノ上、後口谷、大上戸、大田、頭ナシ、八反田ケ坪、樋掛り、崩し及び東崩しの全域並びに字宮ノ下町、諏訪宮、馬場、風呂屋、宮ノ前、御城山、北小橋、體玄寺、下勝見、南田井、南田井東平、五輪山、桑木谷、桑ノ木、四反畑、笠見平、廻尻、河原端、東大灘、上河原端、下河原、東下河原及び西河原の一部の区域、大字笠見字向田、城ケ鼻、屋敷及び八反ケ坪の全域並びに字坪ノ内、城山、下総、八幡越、中峯、向山及び平ヶ坂の一部の区域、大字逢東字鈴ヶ野、谷端、下谷端、上谷端、下田越橋、田越橋、西ノ野、開キ、下深溝、深溝、上深溝、西屋敷、中屋敷、元屋敷、新屋敷、上屋敷、双子塚、家ノ上、石蔵、風呂屋谷、長畑、野際、下小松畑、道丸欠、下道丸欠、西道丸欠、東道丸欠、下大松山、荒神畑、上大松山、小松畑、下野中、荒掘、出口、竹光及び御供田の全域並びに字上風呂屋谷、比丘尼寺、梶田、下ノ垣、野中、溝尻、鶴喰、西大深田、浜田、東大深田及び浜田河原の一部の区域、大字徳万字タカラ、西海端、下上松、海端、西毛色、毛色、西垣下通、上松ノ内中通下、上松、添水谷、下新畑、川端、西垣西通、西垣、下出口、西為信、東為信、下内畑屋敷、内畑、上新畑、角田、為信、下馬込、字西馬込、東馬込、中馬込、仁田下、古城、内畑屋敷、中内畑、中上松、仁田西通り、中仁田、上馬込、上内畑、東上松、三石田、仁田、上道端、盲女垣、龍庵、大久保田、唐屋地、五反田、田越橋下、鳥見、オノ木、下込堂、中込堂、東込堂、橋馬込、南馬込、王神東、王神上、下惣連、西惣連、惣連及び上込堂の全域、大字丸尾字東浜田、池田、下宝、代官田、吹揚、宝、井手領、蔭ノ下、女給、坂ノ下、出口及び上ノ垣の全部、字西浜田、勘定場、寺田、四十八、上河原、下河原、河原坂ノ下、西川端、松神及び五郎丸の一部の区域、大字保字北田、屋敷及び松神の全域並びに字北河原、沢際、川上、土手ノ前、清水、北市場、家ノ上、宇婦塚、桜ヶ坪及び中通の一部の区域、大字下伊勢字西荒神高下、田越橋、谷田、北田、松山、汙リ田、長三屋敷、堤ノ内、荒神下モ、犬加実、屋敷田、上屋敷、上出口、鳴子田、井手領及び往還端の全域並びに字荒神高下、於曾婆、土手下、内海中、下通屋敷、東出口、堂免、西多那喜、前田、八幡土井、押尾田、門畑及び五反田の一部の区域、大字上伊勢字西宮内、東宮内及び松之木の全域並びに字花田、助右衛門田、下ノ屋敷、西ノ木戸、上官屋敷、土居下、西屋敷、東屋敷、堂之前及び神子田の一部の区域、大字浦安字市場、馬場ノ内、上馬場、西屋敷、北畠、惣連、畠田、殿見土居、下中坪、東側、元中坪、東股、水上、屋敷、屋敷田、小門口、字向田及び天神ノ上の全域並びに字清水元、下宮下、上宮下、鹿間土井、六反田、北市場、下ノ平ル、上ノ平ル、塚根、中江田、城山、正免、飛井橋、上中坪、下清繁、東清繁、西之木戸、山道ノ下及び山道ノ上の一部の区域、大字三保字道端の全域並びに字下白山、下井尻、白山、井手畑、上白山、一本木、大橋、鉢屋垣、堂ノ下、六反田、井尻、水尻、家ノ下、三反田、家ノ前、屋敷、上宮ノ西、上宮ノ前、市道、神宮、砂畑及び下大江口の一部の区域、大字下大江 字和佐田、寺屋敷、堂ノ上及び屋敷の全域並びに字出口、縄手、次郎兵衛田、大窪田、北田、東縄手、草苅道及び三通田の一部の区域、大字美好字中屋敷の全域並びに字西屋敷、志ば利、石田、出口、道畑ケ、前畑ケ、三反田、二股、明後寺、天神、隈ノ上、下大江口、隈ノ下、道ノ下、道ノ上、土井ノ上、シン宮及び東竹信の一部の区域並びに大字鈴字明後寺、三所田及び西明後寺の一部の区域